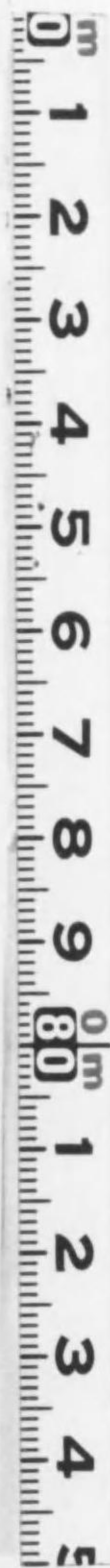


大塩平八郎書簡集

全

特259

84



始



特259
84



後素子笥



後素手簡

天保四年九月十一日附平松樂齋宛
同 日平松樂齋宛
同 年十月三日附平松樂齋宛
同 日小谷集松宛
同 年月日不詳平松樂齋宛
同 年十二月十四日附平松樂齋宛
同 年十二月廿四日附小谷集松宛
同 五年正月四日附平松樂齋宛
同 年二月一日附平松樂齋宛
同 年二月十八日附平松樂齋宛
同 年四月六日附平松樂齋宛
同 年四月七日附平松樂齋宛
同 年四月廿二日附齋藤拙堂宛

同 年五月廿一日附平松樂齋宛
 同 日川村竹坡宛
 同 年八月廿八日附豬飼敬所宛
 同 年十二月十八日附平松樂齋宛
 同 六年二月廿二日附平松樂齋宛
 同 年十一月十一日附平松樂齋宛
 同 七年五月十三日附平松樂齋宛
 同 年五月廿九日附平松樂齋宛
 年不詳五月十一日附平松樂齋宛
 同 七月四日附平松樂齋宛

後素手簡

圖この手紙は天保四年のものなり、此年七月大鹽平八郎、富士登山の序、其月下旬伊勢山田に到り、足代弘調の家に寓す、歸途八月上旬津城を過り、六日出發、九日歸坂といふ。

先月十二日、托山内團次郎殿奉狀、未得邸報内、當朔伊州より之御一封、六日授去、御國元々被發候先月廿二日付之御手教は、却而七日着、何れも捧讀仕候、先以秋寒無御障、彌御壯適被成御起居、奉賀候、先般參上御世話に罷成候義は、先書を以申上候付、無用之贅語、枝蔓仕候故、畧仕候、新茗御厚惠奉虔謝候、御約束之荒木氏へ被仰諭書御寫被遣、慥落手仕候、純孝之御人物奉感候、寫は留置候、來狀は返上御入手可被下候、其餘縷々被仰下候御義、逐一奉承知、天假良縁得拜晤、積年之鬱陶散候、今命なくとも、蟄屈素より之事にて、世間之榮辱患難を不掛方寸候間、其爲劄記に申盡候太虛之學問いたし候義にて、人之誹議は不構、只自了而已に御座候、御心配不被下候様奉存候、來年は御出坂も被下候よし辱奉存候、官守有ル御身は、自在に難成ものに候間、枉て御越は御無用、僕は隱者又山水游覽ため、御方角江出可申候間、再訪寛々可申盡と奉存候、大抵來春正二月之間と思召可被下候、拙堂兄定而御出坂可有之候間、内々心待申候、斯御人へ談可申候、

一御家内様方へ宜奉頼候

團八月朔、東國大風雨、
家屋を損じ、樹木を折
り、所々怪我ありしと
云。

一感慨之古詩、數回咀嚼仕候、乍憚有味御事に御座候、東國洪水大風、並不時之降雪
萬事可畏義に御座候、如命御國元大穩に候はゞ、官途之御人□□□□と奉存候、西國
筋義被仰下候得共、分明に難知、しかし東國よりは靜謐と相聞候、稻梁有年とは不相
聞候。

團足代息女とあるは女
字誤るべし、此年八
月十六日足代弘訓息男
弘敷二十五歳にて歿せ
るを云へるなり。

團川村は津藩儒川村竹
坡なり。

一足代息女歸泉御知らせ被下、右方よりも申越、驚嘆氣之毒千萬に奉存候、約諾いた
し置候奉納書、門生ニ宰領爲致相送候付、足代老様子相分、愁傷中ニ養性之術有之、
毀性は無之と申事に御座候、先安心仕候、何れ來春は、大杉邊へ大人と同游可仕、其
節前件申上候通、御再訪可申上候、且此間川村氏へ書狀さし出候節、奉納書籍跋上置
候御一覽御評正可被下候

團和州市亦藤堂領な
り。

團大鹽平八郎、此秋、
大溝藩の有志より招か
れ、五月十一日發程、

一前書申上候先月廿二日さし出候奉狀届候有無、忝を以團次郎殿問合候處、老兄御指
圖も有之和州市御親類様江遣し、夫より御國元へ參候義にて、少く遅クは相成候得
共、古市へさし出候に相違は無之、受取書到來有之、安心いたし吳様候、團二郎殿答
報候、然も此節は着仕候と奉存候、延引之次第は如此御座候間、左様思召可被下候、
一藤樹書院より被報、今十一日夜船發し、五六日滯留、此義も無據學問之事にて、委
細逐而可申上候、夫故取込亂筆御免可被下候、尤團二郎殿へ托候前狀、今以届不申程

十二日藤樹書院主事志
村周治に宿、十三日書
院にて講大學。

之御義ニ候ハ、一應古市御親類様へ御掛合可被下候、己來御文通は三度飛脚ニ可差
出候、是は間違不申間、左様御承知置可被下候、扱と憂國家之人は頓と無之、珍敷拜
眉候て稱嘆仕候、學問いたし候輩にても、心中に病有之、所謂無私之太虚には不相成
夫レを以書籍を研究いたし候は、俗輩より者六ヶ敷事ニも有之候、其蔽今ニ不始候、
漢土はいつニても有之、嗚呼可悲可嘆義ニ御座候、川村氏は虚懐之御人柄、其餘之御
人も御國風故歟、他ニ御染は無之妙と奉感心候、何れ歸坂仕候は、可申上候、勿く兩
氏へ御答如此御座候、恐惶頓首、

九月十一日

大鹽平八郎

平松健之助様

尙く此品有合候付進獻仕候、もし御文房之御用ニ相成候は、大悅仕候、以上、

端書進獻物は七日便にて別段さし上候、左様御承知可被下候、夫レは別段書狀不
差上候、

園回祿、正しくは同陸にて、素と吳同と陸終といへる火の神なり、故に俗、火災を同祿の災といふ。

甚乍輕少、祝箱一進呈仕候、先便ニ最早書狀不差上と申置候得共、御手教中に同録災御心配被下候趣有之、御禮申落候ニ付申上候、同様歸途木津道にて承候ニは、天満邊出火と御座候、門人驚候付教訓申論候義有之、歸宅仕候處、間違ニ御座候、御安心思召可被下候、右教訓は矢張太虚不動中之事にて、扱人ハ動易キものニ御座候、動易キ腹を以、聖人太虚之義は難了ものと、常々嘆息仕候、此段乍序御禮申上候、已上、

九月十一日

平八郎

健之助様

別啓

召連候病奴、病氣ニ付、厚御心配被下、辱仕合奉存候、御庇にて、宿駕に乘せ、笠置迄無滞參、夫より舟ニ乘せ、木津泊、同所より駕にて歸坂、此節にては、大抵平復仕候、誠ニ御仁意之程、奉感謝候、拜謁萬々可申上候得共、其節之御先觸、並賃錢受取書共、差上候間、御入手可被下候、已上、

園この手紙も亦天保四年なるべし、此年九月下旬、津藩備齋藤州堂、大阪に到り、大鹽氏を訪ふ。

園小谷左金吾は津藩備にて伊賀に在り、川村竹坡の友松存稿序に、亡友小谷徳彌、弱冠讀ニ書於園想上人房、……數見ニ其出ニ於市、短衣弊袴、鬢髮髭然、手摺書冊、且行且讀、とあり、爲人、想見すべし。園上野は伊賀の上野。

昏片啓上仕候、寒冷之候、彌御安泰被成御起居、奉恭祝候、然は、先月十二日、又十五晚、兩度之御手教共、拜見仕候、齋藤拙堂兄來臨、甚不都合共多ク、赤面之至ニ而乍去一同同伴、八尾久寶寺千塚等ニ古戰場檢閲いたし、或涕を拭、或氣を振候事共ニ御座候、何卒尊君他日御湯治等にて御出坂候は、必御供可仕候、拙堂兄は爰許出立廿七日ニは京游、僕も無據用向にて出京、偶然出會、奇縁ニ御座候、兄歸郷後、御聞可被成と奉存候、

一小谷左金吾老々尊君へ被贈候詩、並御承知も可有之大虚之説疑惑之詰難尺牘、草稿之儘被贈候、右は彼老訓詰文字見解之上より議論出候様覺申候、委細は拙堂兄へ咄置候、御聞可被下候、右答書逐段論可申處、何歟争端を開候様ニ當候付、差扣居候、先別昏之通、問試候、眞文を今日上野へ遣候、先達而上野へ參候節、小谷氏之容子及一見、狷介人と了得仕候、斯人などは陽明子の書を篤と熟覽、其氣質を變化被致、勿論王子被好候義、朱注を底意ニ類し置、陽ニ良知を被唱候儀ニ無之候は、王門諸子之書も、篤と平心易氣にて可被讀方、妙と奉存候、有我之私は何れも有之候へとも、斯人は狷介中に些病有之、宜事も不宜事も有之、黃口之兒輩は、學問は右様と心得候へ

園新見伊賀守正路。
 園聽訟案は、津藩老
 儒津阪東陽著、刊本三
 冊なり、津阪氏は東陽
 の子、拙條、名は達、
 字は有功、葵と號す、
 之進といひし人なり。
 園この孝經は、佛典の
 如くにしたる、黄表紙
 との小帖なり、樂齋家刻
 と見ゆ。

共、豪傑之人出時候は、上截を不知、自然と學衰申候、燕雀之群ハ幾許有之共、國家
 之ためニはならぬものニ御座候、小谷氏得志候て老賊大任ニ當候は、恐クハ如容之
 氣象乏敷様奉存候、僕是有我之私を可去工夫而已ニて、聽訟上之勤考へ御座候、決而
 吳々爭端開候義ニ無之、被申越候故、實事を以、有我之私を去り、太虚ニ歸スル事を
 條陳可申心得ニ御座候、兼而左様御承知可被下候、將又口習之固守之説、御案内ニ可
 有之候哉ニ候へ共、爲寫入御覽候、嗚呼學問好之人は、氣質を變化不致、無二無三に
 讀書作文而已いたし候付、詰ル處は、有我之私ニて畢り申候、可悲義に御座候、
 一奉納書籍聚跋自序とも、社中私刻いたし候付、五冊進達仕候、川村君初有志之御人
 方へ御附可被下候、尤當世之儒者、皆紙上讀ニて、心得少ク、只左袒之論多、二氏ガ
 も劣申候、此義は近日面陳可仕候、

一僕祭文並吏事書留進上可仕旨度々被仰下、辱仕合奉存候、是は今一兩度も拜眉之上
 之事にて不晚哉、何分自賛に當申候故也、

一新見伊賀守ガ、聽訟案一部皆へ被差越候、右は貫之進殿、並尊君等より、前以貫
 有之旨認込、禮申遣候、其段津阪氏へ宜御致聲、御禮奉希上候、

一不苦候は、孝經小本二十冊斗、被下置候様仕度、奉頼候、あつかましく候段、御免
 可被下候、

一御端書に被仰下候、京御留守居杉山三郎左衛門殿は、岡野中五郎と御逢候由、委細
 承知仕候、如命中五郎は心易仕候、僕出京候節、右方ニて多分止宿仕候、學問は不致
 候へとも、生質質朴忠直之人に御座候、京風とは相違、素と江戸人ニ御座候、御傳聲
 御用も候は、無遠慮、可仰被下候、

一御端書船運之事と御座候、何事ニ御座候哉、承知仕度、奉存候、

一拙堂兄目擊之事ニ付、御咄も可有之、播州邊石價踊貴、騒動いたし候、先鎮り申候
 扱いやなる事に御座候、傷人も往々可出來、仁人之可悲事ニ候、

一川村君へ、此一封、乍御面倒、御達可被下奉頼候、渡邊七郎殿ガ書狀到來、別段返
 書不仕間、御序に宜奉煩候、

一七言律之御作、御改潤被饋下、辱仕合奉存候、永久記置、逐而諸家ガ贈文、彫刻之
 節一緒に上木可仕候、

十月三日

平松健之助様

大鹽平八郎

園仁者之言

尙、足代老人如何いたし候哉、消息無之候、一應伺人可遣と存候、定而重喪にて、被傷候事哉とも、拙堂兄と、噂いたし候義に御座候、不盡、

園小谷左金吾、名は蕉字は徳齋、號集松、又た狩山、双松堂などと號せり、天明八年四月九日、津の在、神戸村に生る、奥田想堂門にて刻苦勉學、文政七年擢られて儒官となり、伊賀の崇廣堂の教官となりしなり、後津城に歸任し、嘉永七年三月二日、六十七にて歿す、墓は神戸村の松徳寺に在りとぞ、著書、周易標記、三禮標記、集松詩文集ありと、著述目錄にあれど、予が見聞したるものは、羈官漫稿三冊、行尙類稿八冊、漁山吟稿三冊、友松存稿十冊（内二冊安政

四年刊集松書説一冊、書經太甲下講案一冊、杜詩詳注補正未定稿二冊、乾卦象議義一冊、周易古占駁義一冊、狩山文抄若干冊等なり。

園都東廓、名守益、字謙之、有東廓集、歐陽南野、名歸德字崇一、有南野集、羅念庵、名洪先、字達夫、有冬遊記念庵集、尤西川、名時照、字季美、

園このてがみも天保四年のものなり、足代弘訓息弘敷歿後、弘訓妻女巖病む、巖女は幸田光享の女天明六年丙午三月十一日の生れにて、物産ふツザも出来ざりし人の由。

園諸例教所。

九月十五日之御手紙、同廿六日投來、拜見仕候、寒冷彌御佳安、被成御勤、珍重々々然は御叮嚀に被仰諭、一々承知仕候、御不快のよし、御手當奉祈候、太虚義、御心に難適よしにて、御懇切に被仰諭、逐一承知仕候、今は只有我之私を除却いたし不申ては、大任の難堪ものに候故、張子の教に隨ひ、克己慎獨に工夫を用ひ、有我之私を除却いたし候、實功に、心力費候、逐而太虚之様、一々御答可申候得共、別紙眞文を以先御訊問、旁當座之御答申候、且老兄之御狷介に無之候には、乍御草稿も、學問之難は無之と、感心罷在候

一齋藤拙堂兄、來臨、古戰場へ被參、同伴いたし申候、他日閑暇之節は、何れ參上、萬々可申盡候、且都東廓歐陽南野羅念庵尤西川諸先生之書御藏にて、御一閱相濟候哉御序に御聞せ可被下候、右諸君は、王門親傳私淑傑出之人々に候、一當六月下旬、僕門生之由にて、御國名張表、寺院等にて、中庸講釋いたし候もの、

有無御訊、門□□□、左様之者、名張表へさし出候義無之、委細拙堂兄へ語り有之候間、篤と御調可然と存候、右回答申上度、如此に候、頓首、

十月三日

大鹽平八郎

小谷左金吾様

尙々先頃□□へ遣候門生、歸途御立寄申候ものへ被托候之作、儘落手、爲仰過獎痛入候、已上、

十六日出之華翰相達、拜讀仕候、彌御壯適御興居奉敬壽候、御老母様御不快のよし、御膝下不成御離御侍養、嘸御心痛と奉存候、逐々寒ニ趣候付、厚御手當奉祈候、足代内室不快之由、不幸之至察入候、御教示被遣候草木慰心昭々義仕候御尤に奉存候、其内文通訊問可仕候、人間ニは此苦惱出來候者に付、大丈夫心胸を空々にいたし不申候ては、動搖いたし易ク、何れ來春見廻旁罷越、慰諭可申候、

一鄙生を先生と被稱候思召駭然、もし□□御見込も候は、御友生を以御交可被下候謙卑ニ無之、齒徳共に無之、鄙生此中猪飼老先へ書通ニ、先生と唱し候は其人七十餘

學徳も高し、且先賢之據所御座候て、如此申遣候事ニ御座候、其引例ニは難相成、宜御勘弁可被下候、且老先歸京後、先便に答書有候よし、老境必御留可被下候、一小谷氏へ遣候返翰有之よし被仰下承知仕候、學問之道□究第一に御座候、又鄙生より返書差出可申候、其内山水玩弄之興も候は、小谷氏へ訪、委細可申盡候、左様之狷介徑直人無之而は、實無益之仕合而已相成候、且如鄙生もの世ニ出、彼是やかましク申候と、人々學問精出し候付、矢はり我心中之一好事ニ御座候、江戸とても同事ニ候、何れ不讀本も不讀は難成様ニ成行申候、鄙生は他山石也、小谷氏初世儒は玉也無石にては玉は不磨候、御覽可有之、追々鄙生之仇出來申候、劄記序に申置候通、百毀千謗集于身は覺悟之志迎、更厭不申、何分いか様學問之宗旨爭規、或相立候とも、世事之用に不立候ては持明不申候、□□已來儒者如山、言語沙汰而已にて、實用に立候人は僅にて候、夫故可嘆義に御座候、一門生外祖百歳翁歸省候節贈候七言古詩一首、外に詠史二首錄呈、宜御同志へ御廻可被下候、先頃被下候御和韻之代と思召可被下候、御叱正希候、先は右貴答迄、早々如此候、已上、

大塩平八郎

平松尊見

梧下

先便申上候、齋藤へ噂いたし置候、陽明子全集、實ニ御入用ニ無之候は、爰許にて購候ものも御座候付、否御聞せ可被下候様、御傳聲奉煩候、已上、

園島谷宗吉、名は榮、字は精白、安永六年五月一日生、松阪平生町の人、細合半齋門人にて、號を南山といふ、儒にて煎茶に精し、嘉永二年八月十二日七十にて歿す、松阪樹教寺に墓あり。

六日付之貴翰、當十一日着拜見仕候、隆寒彌御佳□被成御興居、奉恭壽候、然は二范全集差出候義に付、御叮嚀に被仰下、承知、價一圓金慥落手仕候、右にて宜御座候、御書面之御様子にては、跡二歩其、賢丈夫并鳥谷氏へ御約束も御座候事之由、扱々氣之毒千萬ニ御座候、遠方知音并手元之社友共へ願配いたし候故、尙篤與勘辨、幸愚息へ遣し候一部、手元へ爲差出、賢大夫へ御上ケ之積にて、即今日一緒ニ飛脚便ニ差出候間、御取斗可被下候、價は九部一圓金ツ、之積にて買上置候、甚下直、可慨嘆事共に候、且愚息之處は、先年より蔽籠中に一部藏書有之、入用之節はかし置可申旨申聞候處、承知仕罷在、別紙受書さし出候、急ニ入御覽候間、無御心置御留置可被下様奉存候、

此二條原本朱にて、行間へ書入れありたり

園長谷川次郎兵衛は松阪の豪富にて江戸大傳馬町に木綿店を開けり次郎兵衛は世襲の名なれど、此時の人は、名は元貞、字は頑卿、薙髪して六有といひし人なるべし、俳句、詩歌茶香などに通ぜり、安政五年四月四日六十三にて歿し、其地清光寺に葬る、大鹽の手紙ありしが、亂後禍を恐れて焼捨てし由、其家にて言傳ふ。

(此度一緒にと書置候得共、書狀は三日、本ハ六日限、別ニ差出候、無益之飛脚賃之費も道ニ背き候付、□□義ニ御座候、敢て儉吝には無、御明恕可被下候)

(鳥谷は右之次第、御斷可被下候)

一先便鳥谷宗吉長谷川次郎兵衛義ニ付被仰下候、厥後右兩家より文通御座候、尊者方前以、詳に御申越有候事共、深感之旨、返書遣置候、乍序此段申上候、一荒政之事、仁人之心には、嗚憫然たる義、素より御推察申候、於鄙生も其心なきニあら壽、しかし譯も有之事ニ候、足代老より尋受、大學卒章長國家者務徳用之經句、半截に揮筆相贈申候、昨日返書到來、右にて拙鄙之懷素さらりと解し感候趣被申越候舊害並至候は財用ヲ務小人之招處にて、自古皆然、今更之事にあら壽候、其期ニ至候ては、善者あり候共無如之何ものニ御座候、鄙生は八年已前々、其手當いたし、粗足代老へ書取、自家丈之義申遣し候、既勤役中百萬石之粟を儲蓄いたし候仕方、内々建議いたし、尹へ申談候、荒増之手續は、有年之跡は必荒年、幸攝州之内、南北八丁程東西三丁程之空地有之、夫々十圍より已下、二三圍位之松樹繁茂、平生游樂之士にて實は無用にも候間、其大樹を打伐、棟梁ニいたし、其頃價□至低にも候間、常平義倉等之遺意ニ基キ、新法建立之義申聞候處、何分穀粟如水、荒年之非も無之事ニ付、天

歸至論

園仕度なるべし。

下國家に志無之官路之人々、多クハ利之一字心腸迄透徹いたし有之事ゆへ、頓と不用迂論ニ存、被捨置候付、終ニ今之體ニ至候、鄙生其頃々、自家之手當は、大根之葉寒干にいたし、十有八俵、梅干十有三石、米は社友共申合、數口丈三年を儲いたし御座候、物有本未事有終始、一家之手當も不致置、他之論説を彼是申は似而非也、非聖人之道要霸學ニ御座候やと奉存候ニ付、足代老へも粗申遣し候義にて、今既東國之蒼生菜色、天下一同之荒年同事にて、中々一方之義ニは無シ、是非天怒ニ謝候より外なし夫故此救荒は、其源ニよらずは無益ニ候、區々之小儒迂客者流之非可測候、もし源を棄置、徒ニ救法を立候は、却而害を生し申候、善者何分無如何名言と竊奉感伏候、足代老も是等は尤と申越候、しかし一方之救は、仁人君子一様に力を盡し、仕方構思仕候義、即學問ニ御座候、夫を惡しきと申ニは無之候、今學者なきニあらず、皆訓誥文字上之事ニ付、一向難談候、尊者以爲如何、

一御從弟様ニ隸候手代中亡命ニ付、尊者伊州へ急ニ御趣のよし、良心を失ひ候御手代と相見、人に難を掛候而已ならず、他人迄難を掛候は、全孝之一字を不被辨より相起候義と相見、氣之毒千萬奉存候、御文中ニ御慎有之と申義關念仕候、如何之事ニ候や前件手代之義ニ候は、無子細、外事に候は、幸便御聞せ安心仕度候、

關門山の執政石黒貞度
通稱藤兵衛、南門と號す。

一御老母様いか、御病後、寒御障は無之哉、折角御奉養專一に奉祈候、
一備藩ニ執法石黒某と申仁所持、藤樹先生致良知之三字、巻軸にいたし、年來諸家之
跋を集候よしにて、夫々染筆相嵩、既ニ兩卷ニ相成候、當十一日、鄙生へも跋頼來、
不外事ニ付、別番寫候通、早速相認、長文ながら巻軸へ汚、相還申候付、右にて致良
知之要、御推察可被下候、不苦候は、學術之異同ニ不拘、賢大夫初川村齋藤兩君へ
も御見せ可被下候、且眞に致良知候は甚難キものに御座候、諸儒ニ忌嫌も道理ニ御座
候、中々父母ニ孩提之愛を眞實に盡し候は出來難ク、しかし古昔之聖賢、近古之大儒
輩、萬事萬善共に孩提之愛より生出來候、君子務本、本立而道生、孝悌其爲仁之本與
ニて、道は本より生候、本は孝悌ニ而、孝之一字ニ止り、孝は赤子知愛親之良知ニ御
座候、今時之儒輩、皆其愛を失ひ候て、別段ニ孝弟を造築し來候もの多ク、毫釐千里
之誤、只此處之微ニ御座候、藤樹先生之躬行心得も、只此孝之一字ニ御座候、尊者之
孝經小本御彫刻も甚美事、然ル處は名の爲にあらず、又利之爲ニあらず、孩提之愛心
より生し候而、猶又今ニも其愛を不失様ニと、眞誠惻隱之誠意より出來候義ならば、
矢張御自分天稟之良知を御欺不被成候儀ニ御座候、もし眞誠惻隱より不出候て、別ニ孝
を御盡し之事ニ候は、義襲外求之功相成可申候、尊者ニおいて、決而左様之義は無

圖利は人の喜ぶ所なり
其道を以てせざれば、
取らざる丈のこと也、
害は人の怖るゝ所、其
義に於ては避けざる丈
のこと也、元來心は動
くもの也、動くからこ
そ尊き也、心を木石に
する様な馬鹿なことが
出來てたまるものに非
ず、若し出來た様に見
ゆることあれば、それ
は其時の境遇が、さう
させた迄の事にて、境
遇に變化がくると動き
出すなり、不動心と申
すことは、動くは動く
儘にして、そこが不動
心也、動かぬ心などと
申ものが別にあるべし
など、心得違して、焦
る故、とうとう、神經衰
弱になつて、あんなこ
とを仕出かしたるなら
む、きの毒なる事なり

之候、左すれば赤心之良知良能之發見、充滿いたし候義ニて有之、外人博學弘聞之人
ニても、此處之微ニ至るニは、實に行而不著、習而不察、百姓は日用而不知勝ニ御座
候、鄙文御覽、此思召を以御察し可被下候、今之學者、千石萬石十萬石百萬石之利、
前ニ來候は、驚喜必心動キ申候、又一害十害千害萬害、後ニ迫候は、恐怖必其心動
キ申候、是皆心術之微處より工夫を不致、淡々文字訓詁ニ力を盡し、道を得候と心得
違、肝要之孝上より心力を不盡候付、十か九迄如此ものニ御座候、何れニ孝より不來
候ては、天地間之一人ニは難成候、生前皆々自分賢人君子を以相許候得共、棺を蓋し
候は、實ニ草滅烟亡いたし、不誠無拘之驗ニ御座候、鄙生之誠は如斯存居、鄙夫之
言必信行必果とは、聊意味違ひ候間、
尊者も兼て左様御心得、談交可被下候、來陽罷出、把臂詳心術之要迄、御物語互に可
盡候、川村氏宜御語奉煩候、
一呂新吾語類、上木之義承領、來夏之末歟出來可申哉ニ候間、其節差出候様可仕候、
一愚息へ御傳聲、千萬難有奉存候、宜申上吳候様申出候、乍憚御家内様方へも宜奉懸
候、年内無餘日、來春可相伺候、早々如此御座候、已上、

十二月十四日

中齋山人

平松老兄

凡右

厥後は音問互に御踈濶、兼而貴命有之、同臭味者如此にては、却爲俗人被笑申候故、裁是書、

園詩、以謹繼終。
園月越は月瀬なるべし
大和にて伊賀にてはあ
らし。

謹啓、嚴寒彌御多祥被成御起居、奉拵喜候、僕も無恙罷在、御休慮可被下候、日日御教授御講讀等にて、御繁冗奉察候、當秋紅葉游觀、旁御訪可申積の處、御同癖看書之貪心未消磨、夫故閑中に暇無之、終に嗟咤と相成候、しかし縊纏之情不相諼候、於賢契は如何、當十七日和州郡山邊へ游行、邨橋野墻之梅花、未至滿開候得共、十か七八は半開、冬寒不節故歟、時令相逆候驗歟、未審之候得共、忽思起候は、貴國月越之梅花にて、是最深山中の事に付、其他同時破蕾は不至哉、空想像而已にては佳期を取失ひ申候に付、及御訊問候、御序に開否之好消息御聞せ可被下様に奉希候、其時節に至候は、幽香を探索し、終可叩君門と存候、其節把臂同臭味之談を拜聽と娛居候、且御近作御得意佳什、御垂示可被下候、先頃被仰候、登岳之游記、脱稿、猶黠竄未調處

も有之、是は逐而ニいたし、絶項にて賦し候、三詩之内、一詩録呈博榮、

千年雪映千年月、况復紅輪未曉昇、下界底今猶夢寐、枕頭暗々五更燈、

御叱正可被下候、吳々月越之梅花好消息、御聞せ可被下希候、當地儒林中、狷介剛訥如賢契人も甚希、直情繼行不容平世、如僕も亦不多候、如此崎人交接親睦には古聖賢へ對し忠と可申、是狂謾の言に類し候得共、實情也、賢契以爲如何、人便常にて迂回、况歳迫、夫故平松氏へ頼、貴境へ差出し貰候、緒餘來陽と申謝し候、不備、頓首、

十二月廿四日

大鹽 後素

小谷老兄 机下

再啓窵□被枉候昔者老杖作詩云々之序蒨董噴々云々問過賞存候へども擊答相韻樂居候

園此の手紙は天保五年
甲午、大鹽平八郎四十
二歳、平松健之助四十
三歳の時のものなり、
平松健之助、名は正慈

改年之御慶、不可有盡期、愛度申納候、愈御安泰、被成御超歳、目出度御義、奉賀候次私義、無事加年仕候、乍憚得貴慮、思召可被下候、將又元旦口號二首、并今朝賦候一律、試筆、呈左右候、御一笑可被下候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

正月四日

大鹽平八郎

後素(花押)

平松健之助様

参人々御中

甲午元旦口號

新衣着得祝ニ新年ニ 羹餅味濃易ノ下ノ咽

忽思城中多ニ菜色ニ 一身温飽愧ニ于天ニ

一身温飽愧ニ于天ニ 隱者寧無ノ心ニ救全ニ

闕在ニ隣郷ニ往翻笑 默緝大學卒章編

甲午春正月四日、出ノ後視ニ庭除、適值ニ鷹隼屹立爪ニ一鳥、終賦レ之、

風聲一陣自ノ天來 星眼蒼鷹既立ノ苔

遊雀驚飛匿ニ檐瓦ニ 歌鶯潛出辭ニ庭梅ニ

初惡郵都傲ニ嚴酷ニ 又欣文子取ニ英材ニ

寄語今休レ搏ニ凡鳥ニ 城狐窟兎用心哉

猶以餘寒御珍齋奉祈候、乍末筆、御家内様方へ、宜奉頼候、愚息も同時申上候、

一舊臘廿四日出之貴翰、晦着、拜見仕候、先急務而已御答申上候、軍中日記御新刻被

饋下、千萬厚く奉深謝候、残り五部は、任命、社友共へ頒布いたし、何れも喜居候、

價は重便にて差出候、結城上野入道之忠魂顯于世、尊兄之御志奉感佩候、今廿

部、御幸便に御越可被下候、猶贈候もの御座候、如命三朱ッ、之積にて、價集進送

可仕候、

一賢大夫藤堂君之御來紙御越候、拜見仕候、御挨拶奉痛入候、御菓子一箱被下置、難

有、宜御禮奉希候、依而元旦口號二首試筆、進呈仕候、御序ニ御上ケ可被下候、且

被遣候范集價一圓金は、落手仕候、

一齋藤川村兩君へも、口號二首試筆進送申候間、是亦御轉達可被下候、尤跡々賀年之

字は子願、通稱健之助
後素藏と改む、三角先
生孫なる奥田想堂門人
にて、後に諸御教所にも
就かれし様なり、爲
人好事にて、文人墨客
は素より、芝居ものま
でにも附合たり、家を
至樂高といひ、號を樂
齋といふ、侍讀より
郡奉行となり、後には
督學參謀に累進せられ
し、嘉永五年正月二十
六日六十一歳にて歿
し、佛眼寺に葬る、法號
文駕院樂齋日眞居士、
とあれど墓には唯平松
樂齋居士墓とあつて、
歿年月日を記すのみ。

園軍中日記と宮川高
話草に光と結城上
野入道か自筆軍中
記に近世水戸黄門
顯御問依考平編
候伊勢光明寺代部
に記し給ふ此書全
と云反古延し神主
住僧其時延し神主
改正を得たり酒一
謝儀給はりしとそ
津在り此の軍中日
に藩刻は常の左記
に山田常刻は石損
なすたり元來石損
多しと見え、と氣
くひ本が多し。

園橋本忠兵衛の女みれを男格之助に妻はず、みれは天保元年より平八郎が養女としたりしと云、格之助廿三歳、みれは十六歳なり、これにつきていやな噂を傳ふれども、大かた後におとしめしつくりことならむ。

一封は、別段可差出候得共、序に付、右奉贈候、二君へも、其譯御致聲可被下候、一當十九日、伊州へ御越、一同御操合、弊廬へ御來辱可被下よしに付、差支の有無御問合、承知仕候、其頃さし支無御座候、廿二日は、私誕生日にて、例年族類共参り候、廿四日愚息躬に付、祝事有之候間、右二日御除け、餘はいつてもさし支無之に付、何卒御來光奉待候、縷情連榻可申盡候、一宿弊廬にて、御泊の積可然奉存候、右之通に付、幸便、御出之御定日、今一應被仰下候様仕度、奉存候、一當年は、御老母様七十之御賀に付、拙作進呈可仕旨被仰下、承知仕候、詩賦序を構思仕候而、進呈可仕候、左様思召可被下候、扱々鶴壽目出度、尊兄におゐては、老萊子之御思、奉羨候、一義民磯八作り候、采女殿々貰候鶴含穂三粒之殖候糯米一袋、被送下、御厚意奉鳴謝候、何様珍敷、則元朝々参候社友、并縁類共、二三粒ッ、尊兄々貰候譯を申遣、爲給候、是等も御來駕節、拜謁候て、御禮可申上候已上、

園天保五年のものなるべし。

一東啓上仕候、春寒薄相成、彌御安泰御起居奉賀候、然は先頃之御答書、早速到來、

拜見仕候、此度新刻に相成候、儒門空虚聚語、勢廟文庫へ御收置度、社弟白井孝右衛門に茨田郡士成ルもの相添、足代氏へ遣し候、歸路相伺様申付置候、出候は、御面會被遣可被下、依而儒門空虚聚語一部進上仕候、御一笑可被下、尙思召も被仰出可被下奉希候、一部は賢大夫數馬君へ御上可被下候、一黑豆被饋下、辱仕合奉存候、頒配爲致置候、何れも喜悅仕候、一佐藤一齋林家等之義、被仰下、承知仕候、一齋よりも、此節外文通御座候、任命一應申遣し、否申上候様可仕候、左様御承知置可被下候、一軍中日記申上候數丈、御越可被下候、此節御消息無之付御伺候、己前被下候義は別紙を以申上候、一再訪之節は大杉へ御供は如何、孝右衛門へ御返事可被下候、吳々伊州々御越不被下趣遣憾奉存候、今日より高槻へ参り、其足にて出京、猪飼老先、約束之通可訪積御座候、一小谷氏より返事、當廿五日着相待吳候よしに候得共、梅花も廿五日頃満開のよし、僕は中甸之内返事有之候は、直に参り、廿六日朔日と先約有之、夫迄に一應歸阪可仕と心積候處、如此次第に付、其段再答仕置候、何れ相訪可申と奉存候、乍序申上置候、

園緒何敬所、小谷集松

九日西河岸を燒き、十日大名小路出火御救小屋十ヶ所に出來しと云

許多無之は道理と奉存候、尊君爲國御自重專一と奉祈候、御老母様御家内様方へも、宜奉希候、秋にも成候は、御訪可申上候、何れ上野邊之風景相探可申積に御座候、○關迄御見送被下候、荒木順吉殿佐伯久左衛門殿西庄源三殿、格別之厚意、順吉殿は孝子外二士は勇敢之御人、甚愉快相覺申候、加之七郎殿晦日に候は、別而大家之處、御用多、遺恨奉存候、御序に右之御方へも宜奉希候、前件之通、跡々詳に可申上候得共、先は早々此如候以上、

二月十八日

大鹽平八郎

平松雅翠

尙門生共一同宜申上候、孝右衛門方割記さし上可申上候間、同人へ兼而噫御座候義は御棄置、もし御同志之御人へ御遣し被下候は、必御心配には不及、□も可申上候、且先賢之著編も、司馬溫公疑孟、李泰伯非孟も有之、況平□位之腐語、御取捨可被下候、要は太虛之事、是某自悟に御座候、其餘は患難を不經候人も有之、思ふに付必と申義には無之、尊君之胸中□□太虛敬服、其類之人、乏覺申候、大事は不足語嗚呼、其不盡意、千萬亮察、

救荒十種刪畧

不日出來候は、藁本可差上候、御序を構思し置可被下候、

貴書拜見仕候、今以玉燭調兼候、愈御安健被成御起居、奉敬壽候、孝經拙跋之義、尙又被仰下、何様足代氏よりも一應承之得與勘辨置、跡より可申上候、左様御承知可被下候、先頃被遣候貴書之御答は、内外取込延引、跡より可申上候、御序之砌、川村氏へも右之趣、御同様御傳聲奉希候、

一諫録御跋拜見仕、乍憚御主意奉察候、御草稿其儘留置、前書御答之節、詳に可申上候、

一松阪長谷川治郎兵衛方より、豹畫一幀相贈候由に而、今便御遣し落手仕候、彼是御世話共に奉存候、併右は去春畫工英仲に逢候節、同人描候豹見せ候付、序も有之候は、寫之義噫いたし置候義は有之候得共、治郎兵衛はいまに面會不致、勿論爲寫吳候様、外人を以も頼遣候義は更無御座候、丈夫之處世は唯一箇之苦節而已にて、授受も不容易、夫故知己知音之外には、僕物貴候義は無之、申は誇ヶ問敷候得共、退身致にも有譯義にて、元來下僚に沈居候得共、御目見上下由緒御改之節、江戸表由緒掛り御

關鈴木英仲、字は讀吉、小野屋利右衛門と稱す、豹畫と號し、家有儘室と號す、曾て蝦夷に渡り、善く豹を畫くを以て名あり、松阪湊町に住す、天保六年二月十三日歿し、清光寺に葬る、法號賢譽英仲信士といふ。

目附衆え前以書上來候義も有之、祖先に對し、聊も忝を興さる様に與、専心掛け、況以道殉義は、決而不致事に付、枉而授受は不仕、治郎兵衛厚志を以、贈吳候品には候得共、前件之仕合、無譯其儘受納致置候ては、素心に背候付、御手元え右豹畫返却仕置候間、右之趣宜御達し可被下奉頼候、尤英仲々差越候は、噂も致置候義に付、留置筆料絹價、別段に遣し可申積に御座候、然る處、存外右之通相贈候義候間、無餘義右貴答旁御頼迄、早々。如此に御座候、以上、

四月六日

大鹽平八郎

平松健之助様

尙々御家内様方御一統江宜奉頼候、此頃不快にて、足代氏にも面會不仕、只一度逢候而已に而、今日は面會之義申遣候程之仕合、頭痛強く代筆御免可被下候、頓首、

貴富延緩に相成候、今便三日比にてさし上候爲□同日も無之候得共右恐入故に御座候、

先月廿二廿四日兩度貴書、夫々相違、拜見仕候、初夏彌御壯適御興居奉賀候、扱不倭歸宅之次第、先書に申上候通にて、乍憚御休意可被下候、彼是御世話共、厚く奉謝候一寸申上候攝西一の谷邊游行も、廿八日歸舍、鷺尾三郎かたにて、義經被賜候野太刀一覽仕候、夫より佳山水領略、面白事に御座候、只所惜は邨毗野樵之輩而已に御座候、○軍中日記廿部、御約束之通御遣し、慥落手仕候、御叮嚀に被仰下、御世話共奉存候、猪飼老翁之跋加置、一應披閱、早速社弟或處之知人方へ遣候様、既に取斗居候、猶跡より可申上候、左様御承知置可被下候、

○武備通並地水録之義承知仕候、尤武備通は一本斗に付、先當方にて寫いたし置、其上にて御貸し可申上候、非常之義茂御座候て之事に御座候、地水録は鄙著未定稿之事に御座候、是は寛々と思召置可被下候、
○足代氏御晤語之御様子、委細承知仕候、
○救荒十種刪畧、此節頗取掛り、出來次第可差上候、御序跋之内、御構思可被下候、
○粥は不相替、專御施のよし、仁者之心胸、奉欽仰候、
○數馬様にも御歸國御座候趣、先書之御禮之義申上候得共、猶宜奉頼候、
○土氣振候仕方、西庄氏御訊之節、狼害之義に付、猶詳に被仰越、且孝女登勢之義も承知仕候、其

圖一語極妙。

岡本近江守、名は成字は子省、花亭、豊洲の號あり、嘉永三年八月廿七日、八十三歳にて歿す。

御先侯様御恩恵、乍憚奉感泣候、爲上人は皆々左様あり度きものに御座候而、なきものに御座候、

○數馬様御在府中、岡本花亭翁尊には、翁不佞へ逢度との義に付、被叩下、承知仕候、賢者之事に付、嘸厚き思惟の有之義にも被存候、不佞も宿望に候へ共、各天隔土之此離、無奈何事に御座候、且火災に付、翁之建言も被仰諭定而善策に被思候、御取用も候は、民生之幸慶に可有之、しかし時風如何可有之哉、不佞は割記中にも有之候通最早再用杯願念毛頭無之、然は尋も無之、建言すべき様無之、只太虚講學之一路に志候而已に御座候、東武には不佞參候申越候人とも御座候得共、爰十年計は沈潜、不參積に御座候、所詮要路之大官に無之ては、十分之存寄通り出来不申ものニ候、已前更務中に、こり々々いたし居候、此上は草莽中に蟄し、定言を吐キ、其中にも孝悌の道丈は興し度と、決心に御座候、翁に萬一逢候共、唯此話而已と奉存候、

○尊兄無程御參宮、四五日之交には、御一宿已内にて御訪可被下候趣、奉待候、御貴臨も候は、剪燭晤語、相樂罷在候、

○如高諭沼津老も歸泉、彼是之風評御座候、取留候義は、未耳に入不申候、京尹城代共一同に被召候、仰候様成ル一方在京との義は、更に承不申候、天譴は誠に可畏事に

圖沼津城主水野出羽守忠成、號淇翁、天保五年二月廿八日歿、歳七

十一、小石川傳通院に葬る。

御座候、虚滅草亡之義を、沼津老も生前早く心付申候は、改轍之取斗茂可有之、兎角權を執候と、進而已にて一步退キ候に、心付不申候、此通病は、和漢自古然、皆義文に易理に味たる故に御座候、可浩嘆事に御座候、此上官路賢者同轍に不成候は、誠に一段之事に御座候、有一説、逐而物語之節可申盡候、一々筆端紙上には難載候、○何寄之御品、養女へ被饋下、千萬辱仕合奉存候、早速着用爲仕候様、取斗可申候、倅々も厚御禮奉申上候、志かし存の外御多忙之御中、右様御懇配、重々奉痛入候、○白井孝右衛門等へ御傳聲、且一封之御書被遣、夫々達し、宜御禮申上候、○呂新吾先生之語、認さし出候様、先頃御尊に御座候、彌可差上や、御序に御聞せ可被下候、

四月七日

大鹽平八郎

平松健之助様

尙々松坂鳥谷々之書狀御遣し、慥落手仕候、足代は書狀到來候得共、于今返書不差、出程之仕合、夫故鳥谷杯への返翰も、遅々可仕、御序節は、宜御挨拶奉煩せ候、不盡、

齋藤德藏、名は正謙、字は有終、一號鐵研、稱德藏、古賀精里門人、津藩有造館督學、慶應元年七月十四日歿、六十九、津城四天王寺に葬る、諸書十五日歿とあれど四天王寺の位牌に十五日とある故それ因る。

幕府より昌平學校の儒官に召されたれど疾と稱して辭したれば、居を茶臼山の下に構へ棲碧山房と號し、自ら半隱士と稱したり、天保六年の評判記に上々吉の部へ擧げられ口文話が出来て却て文名が落ちました、御名は謙と申せど、あまり自慢が過ぎます、など見ゆ、とにかく津藩にては三角、東陽、竹屋などありしが、拙堂最も著名なり。

貴答書拜見仕候、時氣逆冷、台候萬福、奉恭祝候、陳細々御教諭之趣、如瞻晤候、殊に御紹介申候、御佩刀御心に協、超然之雄篇、御投示、數回咀嚼仕候、不堪赧愧之至、君子守身之御寸助に相成、大悅仕候、○刮目之御序逐々御刪定、淨書も可成思召に付、畦昏可差上旨、是又承知仕候、御多忙之御中、夫是御勞勉、氣之毒に奉存候、任命三枚さし上候、御入手宜奉希候、至論抄之方茂、逐々御改潤之趣、御序に御さし越可被下候、○□□堂上卷一冊は、寫字出來、御出府迄呈度と奉存候、寫字之人に乏敷、是而已困り入候、原本可差上候處、至論校合に入用、無餘義手元にさし置不申居候て者難叶、何れ遅々なから、御約束之通、一冊つゝ成とも、寫次第差出可申候間、左様御承知可被下候、○御出府之御日月は、いつ頃に相成候や、先頃御噲にては、東都出火等有之節は、例六七月頃に相成候趣、彌其通に相成候や、又は來月彌御出立に被爲在候哉、御序に御聞せ可被下候、寫字の心得に相成候、先は當用而已、貴答如此御座候、已上、

四月廿二日

大鹽平八郎

齋藤德藏様

瀨川村竹坡、名は尙勉、字は毅甫、通稱貞藏、津坂東陽及猪飼敬所に學ぶ、温厚にして長者の風ある人なるべしと思はる、後津藩國校有造館の督學となり、明治八年九月三十日、七十九にて歿す、寺町光徳寺に葬る、養子寛、教育家として名高く、其養子は軍人として將帥の器なりと云。

過日は旅舎におゐて拜晤、大慶御座候得とも、誠に早々之義、實は遺憾に奉存候、分袂後、土山驛にて宿、廿日同所方伏見へ夕暮に出、直乗船今曉鷄鳴無恙歸宅仕候間、乍憚御休意可被下候、出立之節は

御親子様共、不相替御遠饒被下、御厚意萬々奉感謝候、門生共も宜御禮申上候、一武備通二冊へ寫出來□有之候付、其儘さし上候、御入手可被下候、先づ歸宅仕候義に付、右御挨拶旁如此御座候、已上、

五月廿一日

大鹽 後素

平松雅君

尙々國家之御爲、御自玉奉祈候、僕も彌益涵養に心力を盡し可申候、御用茂有候は、御申越可被下候、何時にても御訪可申候、呵々、

此書狀、川村君へ刀劔之義申遣し候序も有之、相托し、略義御免可被下候、已上、

副啓

御先便に被仰下候聚跋一冊は、貴藩之賢大夫
 數馬様江、御上ヶ被成候よし、赤面仕候、別當百歳老人之時は、去ル大夫江も先頃揮
 筆贈候、御序に
 御同人様へ、御一覽可然奉願候、しかし思召次第可被成候、

園大鹽子起、爲余購
 古名刀、賦此鳴謝、齋
 藤謙、
 三尺青蛇落掌中拔、稍
 飄然座生、風、一泓秋
 水波紋感、不待、閱、賦
 知名工、吾友子起命
 世器、性愛古刀、辨
 眞偽、爲我獲、之試
 死囚、三招入、虛利無
 比、君本從政稱、能吏、
 霹靂在、手震、天地、殺
 人刀是活人劍、稜莠交
 盡良苗遂、嗟我碌々在
 下風、鉛刀一割久無
 功、得、君意氣願自壯

過日は、平松兄へ内話有之罷出候節、旅舎へ御枉駕被下、千萬辱奉存候、平松兄が御
 聞も被下候通、直に□御暇乞不申上、失敬御免、しかし僕□は比隣と奉存候付、興に
 乘し候は、何時にても御訪出來候故、如此之仕合、又々何れ御尋可申上候、其節は
 寛々把臂快論可仕候、土山にて一宿、則今曉歸郷仕候、乍憚御休慮思召可被下候、其
 節は、

御母上様々、御菓子被送下、厚御禮旁申上候、

一、兼元一刀、思召に叶候は、御求被成候て可然奉存候、もし思召に不叶候は、
 如何様とも不苦、他が被頼ものに付、御心易思召可被下候、且價は高く申來候得共、

猪將、飾質、望、磨、磨、况
 獲、此刀百練堅、如、見、
 君面、氣凛然、離索、空、懷
 切、思、友、朝夕、佩、之、當、
 章、鼓、

園此刀は今も川村氏に
 蔵せるよし。

園林の喜兵衛は伊勢の
 名高き好事家なり。

園天保五年七月十一日
 大坂堂島裏町二丁目櫻
 橋筋より出火會根崎、
 天満、北野、梅田一圓
 を焼失、大鹽の菩提寺
 なる成正蓮興二寺も類
 焼と云。

園猪飼教所、名産博、
 字は希文、初め安次郎
 と稱し、爲太郎右衛門

愚眼には金參兩貳歩可致様懸合申上候、急に此段申上候、齋藤氏へ世話いたし候品よ
 り、少し高價に候得共、是は持主之異意にて可有候、併刀紋出來之處にも可因歎、其
 邊は大眼を以御定め可被下候、先者當用且御禮旁、勿々如此御座候、已上、

五月廿一日

大鹽 後素

川村道兄

七月十九日之御賜教、同廿日到着、拜見仕候、改辰秋冷彌御壯適被成御起居、奉敬賀
 候、扱大火に付早速御枉訊被下、辱仕合奉存候、林喜兵衛が御聞之通、回祿之害相脱
 申候、御放慮可被下候、吳々御厚意奉深謝候、早速貴答可差出候處、火後は大取込、
 父母の遺骸を葬埋仕□候、兩寺延焼、外戚縁家及社中之者己上七軒、灰燼に相成、營
 救に周旋いたし、此節稍鎮り、普請造作等仕候□ニ至ニ付、四方吊富訊問之裁謝へ取
 掛り、其上□父昆弟之喪も有之、旁彼は延引御仁恕可被下候、來月相成手透と考、御
 地之景致を探尋可仕とも心掛候、もし左様之事に候は、御伺可申上候、

一、凶服考爲人後辨二冊とも被遣、懺落手仕候、鏤々之教言、逐一承領、前件之仕合
 昨今に至、漸讀書相始メ候間、右二書とも其内熟閱可仕候、品に寄候は、寫置申度

と改め、又彦博と稱せり、弘化二年十一月十日、八十五にて津城東町の寓に歿し、其地の古河なる能津寺に葬る墓碑は門人海屋漢隸にて書せり、古制に因り碑を墳左に建てし爲め、墳土風雨に崩れたる所へ、後に他人の墓が建ちたりしが、十年程前に舊に復せし由聞けり

○この手紙も天保五年のものにて、こゝに鄙述とあるは、洗心洞學名學則并答人論學書なるべし

其上返璧可仕候、如高諭、當時喪制散亂いたし、貴慮乍憚御同意に御座候、喪制一定無候ては、人倫之陵夷いたし候基に御座候、

一、家丈之心得に、服之輕重、以日易撰者いたし置、七八枚之寫書御座候、畢竟者吾一家丈、親戚を路人に不□様之寸心に御座候、敢外人へ示候書には無之候間、其内可汚

清覽、思召御嚴教可被下候、彼是いたし候内、餘貴答延引仕候付、一應御挨拶迄、早々如此御座候、以上、

八月廿八日

大鹽平八郎

豬飼老師

二啓、御別紙に御心付被下候、□語□□之ヶ條、千萬辱仕合奉存候、御者成厚□御思召、古人之風采有之、吳々奉感佩服候、拜眉に御禮可申謝候、頓首、

其後打絶御音問無之處、雪寒彌御安泰被成御座、奉恭壽候、次に僕儀無事、御休慮可被下候、此節上木仕候鄙述一冊進上仕候、御慰に御覽可被下候、□□□□相變候事は

無之哉、世上淋敷様子に承及申候、阿堵につまらぬものはなき様に成行候よし、幸五穀ヶ様に實のり候付、一同安氣に御座候、夏己來、

尊兄救荒御骨折、嘸御勞れと奉存候、何分御自重可被成候、餘り御無沙汰申候付、寒中御伺旁、呈愚札候、御母上様へ宜様被仰上可被下候、當地相應之御用も候は、可被仰下候、早々如此御座候、已上、

十二月十八日

平八郎

健之助様

別啓

救荒之義、尊意苦辛之被成方、感心仕候、仁人之所用心、今一段之精義、入神之工夫無之候而は難叶候、猶跡より愚意可申上候、當年は甲午之卦に當り、於易も蹇艱之秋に御座候、乍此上御心を御用ヒ抄と奉存候、

關天保六年。

關石川竹厓、名は之葵、字は子尚、通稱貞一郎、村瀬榜亭門人、津藩有造館督學、弘化元年九月廿六日、五十一歳にて歿す、古河龍津寺に葬る。

關天保六年二月、増補孝經彙注三册刻成、

正月十五日付之貴書、同月廿二日着、拜見仕候、逐日春和相催候處、彌御安泰被成御起居、奉敬壽候、然者、貞婦美與母子之事に付、詳に被仰聞奉候、御督學石川君之二文、並貴文とも、御示し、熟覽いたし、歴代孝義烈女傳中之人と、光を爭候、病夫數十年之長病を、不相倦介抱行届、其精神を盡し候段、何にとも難申苦辛、實以涙を流申候、默座瞑目嘆息而已に御座候、御文中には、錢物被饋候事之由相見候、依之金子二百疋、尊兄御手許迄差上候間、程能御斗、美與へ御贈可被下候、乍然些少之至誠表寸悃印迄に御座候、此節孝經三册上木出來、海内之士夫へ爲見度折節に付、尙更感有餘事共に御座候、詩文は差出度候へ共、何れも陳腐に付、勘辨候上に可仕候、早速貴答可申上處、無據親類共取込等有之、延引御免可被下候、

一去年此節御訪申、早既光景相移り申候而、油斷も難出來事と、獨悔候而已に御座候且春來何れへも出遊不仕候、是より相始メ可申とも奉存候、先は勿々如此御座候、已上、

二月廿二日

大鹽平八郎

平松健之助様

尙々、乍御面倒、川村君へも、別封御届可被下候、已上、

關天保六年。

關平松樂齋の息、名は正篤、字は子教、通稱金次郎、文化十三年十一月十四日伊賀上野にて生る、此年天保六年は二十歳なり、江戸へ劍術修業に出で、嘉永元年九月十六日、三十三歳にて歿し、淺草の善慶寺に葬れり。

一筆啓上仕候、其後は御疎遠、逐々寒氣相催候處、御揃御安泰被成御起居、奉恭祝候然者、川村兄御同道にて、令息様御越、何之風情茂無御座、乍去御陰にて拜謁、大慶奉存候、此節定て御歸と奉存候、宜御通達奉希候、尊君にも來年御西遊奉待、前廳一寸御案内可被下候、幾日にも、御止宿不苦候、先頃は、道の柴折御新刻、澤山に被下置、熟讀仕候、貴賤男女ともに、益ニ相成候、夫々社中ものへ分散いたし遣候、甚恐入申候、梓行御願可然と奉存候、一孝經序之義、其内作置、差上可申候、一猪翁御同道御登□□奉□□候、嬰揆翁に御座候、老而益壯なる人歟、講釋等候て御聞被成よし、御國風奉感心候、此上存外御同□□可被成候、近傍にては貴國第一之御徳治方と申評に御座候、樂土に近キ歟、舊候處弊風起、小子輩は領泣いたし候而已に御座候、此品甚輕少に御座候へ共、進上仕候、經費之御端にも相成候は、大悦仕候、米油も高價、貧人一同難澁いたし候よし、貴國は如何、面謁御咄も承度候得共、四五十程も有之、不能如意、慨然に御座候、讀書處士なき申候と奉存候、當表も度々大火

災、天譴は誰々悲や不分候得共、□□底含□□□候云々驗之有之様に相成候、畏々々先は右貴答迄、早々如斯々御座候、謹言、

十一月十一日

大鹽 後素

平松雅兄

尙々來春は、何卒一謁仕度ものに御座候、以上、

別啓

割記附録ニ、拙堂兄贈序も、加刻仕候義は、本文之通にて、文句上に障候ヶ條、塗抹いたし、彫刻仕候、今般世に相示し申候間、御心得迄、御傳説可被下候、尙其内直に可得貴意候得共、任幸便、右御頼申上候、頓首、

後 素

團天保七年。

三月廿二日之台教、越四月二日着、拜讀仕候、薄暑彌御壯適被成御起居、奉敬賀候、

然者、其節被仰下候、孝經小本拙序之義承知仕候、何れ可差上と奉存候、此れ迄ニ先頃榮賜之小本不殘遣切候間、可相成候ハ、十冊程爲御仕立御惠可被下候、立入候義ニ御座候へとも、工料ハ無御斟酌可被仰下候様仕度奉存候、

一御長柄奉行被蒙仰候付、愚存可申上様、御下問承知仕痛入候、右様之武備、夫々御家風有之ものにて、況戦伐之大功勳有之御主家ニ付、夫を御守御座候ハ、可然、此の義は別段申上候義、更無御座候、

一一昨年甲午之腐作も差上候事有之候付、當丙申之義も愚慮一寸左ニ御話申候、堯夫先生之元會運世ニ引當候ハ、年内可慮事とも不少也、東都三月十三日に、公侯争一件、世上風聞高く、則十三日ハ丙申にて東火西金克闘、日躔ハ婁六度、熒惑茂猪參、月ハ翼軫之交、何れも斬伐を呈し、箕畢二星風雨を好候而已ならず、餘星も敗亡無疑去年彗孛西北方出、南へ流没いたし候、先書ニも被仰下候、彼但州弑奪之咎徴にて可畏々々、世事近來不堪聞、扱先月中小谷左金吾殿義、伊州より内々御西游のよしにて、拙家枉訊有之候處、春來當表も一變事出來、甚不思議成ル義にて、昏上ニハ難書取、此一件にて同番之者共、東都へ被召、罷下候、僕は何茂先差構ひ候義ハ更無之候へ共、一已之深慮を以、都而之對客は御斷居候、吳々殘懷之至ニ御座候、一應以書中小谷氏

大鹽平八郎伯父、東組與力大西與五郎、大坂一心寺の僧と計り、同寺内へ、東照廟を建立せんとし、東町奉行大久保謙政守を通じて出願したり、此事幕旨に忤ひ、一心寺住持は死刑、奉行は革職となり、跡部山城守良弼これに代り、東組與力を江戸に召問し、糺弾數月に及びし、重大事件なり。平八郎謹慎の體書外に溢れて、殊勝に覺ゆ。

關天保七年。

へ斷申進候得共、猶御地へ被罷出候ハ、宜様御斷御通し可被下奉頼候、此の人胸宇□々如有容義、始而承知、感悟仕候、其内游行仕候ハ、小谷氏可相訪と奉存候、其節貴兄も再會仕、時節感嘆之次第をも御話可申上と奉存候、眞之桃花源有之候ハ、其處へ逃遁仕度候得共、當時者深山幽谷迎茂、俗吏之跡有之、塵紛市朝同事、夫故却而修身之二字を以塵を塵中ニ避候かいたし方無之哉と被存候、此粗俗乍輕少呈上仕候御近作等御座候ハ、御録し御垂示可被下候、先者乍延引、右御再答迄如此御座候、恐惶謹言、

五月十三日

大鹽 後素

平松道兄

尙御覽後丙丁ニ付し可被下候、當表相應御用も御座候ハ、無御遠慮可被仰下候、已上、

廿二日之貴翰、早速相達、拜見仕候、梅氣難霽、彌御壯適被成御勤、奉敬壽候、然は孝經小本五十部御贈被下、奉深謝候、毎事拜納之儘にて、御禮相缺、赧顔之至に御座候、甚龜末に御座得候共、此龜筆一宮進呈仕候、御莞納、御經費之御一助に相成候は、大悅仕候、

一御槍備之義、再應被仰下、奉恐入候、萬一愚考も有之候は、逐而可申上候、一先頃御家來雨中に被參、滿身潤ひ候體、折節滂沱、前路及夜、潦水之患難被斗に付塾にて一宿爲致候迄にて、何も構ひ不申候處、御叮嚀に被仰下、奉痛入候、一門人自盡、并賊面へ炙治いたし候義等、江戸表方も御傳聞有之、右自盡に付候ては小生申勸候由に御聞取、無理も有之趣、乍去、門人は殖へ候取沙汰有之、虚實御分兼且此度紙筆にも難載一條、御交友之御中、御關念にも有之候間、詳に可申上旨、承知仕候、官路吏途之義は、何處にも、公に不申、祕し申譯に候得共、右體東方御聞取も有之候事に付、粗及傳聞候義、左に申上候、右門人自盡と、賊面炙は、兩件に無之、則一事にて、右門人は町同心共の内にて、一人は年廿一にて、氣象強く、一人は温厚人に御座候、氣象強き者は、槍術もいたして、元來賤しき勤向は無覺束、何れ禍を可蒙哉と被存、盆成括之死を難免哉に、風と存、昨年五月頃勤向を辭退役をいたし、跡は實弟も有候、夫へ讓、心長く學問いたし、右業成就上は、他へ被抱仕候て可然様、其朋輩を以、再三當人初父母并叔父へ茂申聞候處、其頃盛に相勤、盜賊杯を追捕いた

關盆成括、孟子稱其小有才、未聞大道、仕齊見殺、

し居役をいたし候故、右體退役いたし、其弟へ跡を譲候可致義は、甚残念之由、強而申聞不取用、況小身賤者之義に付、左も可有之義與、無詮方其儘にいたし候處、當人其後、小生之察も不用、元氣之役を勤、最早危く相見へ候付、破門いたし候段、朋友を以達し置候、殘一人温厚に候へ共、勤向に掛り候と、自然に甲乙を争候、利路之事に付、道理は疎に相成候筋にて、講釋等も承に參不申候、然ル處、昨年己來、賊不少よし、右之者共、外に一人申合、キン着切と申小盜を、懲之ため、其面へ灸をいたし、又は髪を剃り追放ち候義も有之、右體之義、自儘にいたし候段、不相濟候趣、頭支配より察度受、何角自分等にも存心有之、取斗之由にて、申立候處、其勢差縫、吟味可及旨申渡し候處、私慾非分いたし候には無之、畢竟賊害を可除ため、淺慮之餘、取斗候義を、吟味受候ては、一旦學問もいたし候身、可死不可辱之義をも、耳に挿居候哉、吟味可致旨、尙又強く沙汰有之哉否、自分與自盡いたし候義にて、表向病死にて、届いたし候様沙汰有之、其通取斗候段、跡にて及承候、右父母叔父共に至迄、小生之先見を感じ、早く退身爲致候ハ、ケ様之事は無之と申居、後悔いたし居よし、素より破門いたし有之候ても、右體可死不可辱之義を思ひ、自盡いたし候、小身并若輩不似合不慙と存候、小生元來人に不善を勸、無理之義を取斗候事は、是迄不致、夫

故親類又は門人に至迄、種々様々之事有之候共、強而心配は不仕候、只其人不明にて阱中落入候義を悲嘆いたし遣候、定而江戸へは、色々譏言いたし候者茂有之哉に承傳居候、小生素より退身いたし候已前、勤向等之義は勿論、隱居仕候事共、萬端上之氣受不宜よし、古來賢哲何れも學問を以、陰禍被受候例甚多し、小生如き不肖もの、ケ様に退身、七年之間、無事に窓底におゐて經籍を讀、安樂に消光いたし候は、誠餘分之義に難有、此上いか様に相成候とも不苦、只方寸一點之靈光を恃にいたし、命を俟而已に御座候、知己之老兄にあらずして、誰能昭察いたし吳候哉、且門人殖候よし御聞は、全御誤やに奉存候、何にも殖不申候、又滅しも不致候、一二之篤信輩と、大學之道を講磨もいたし罷在候、扱又此節之故障も、御關念に付可申上、色々御心切辱奉存候、是は當時江戸調に相成有之、引合も六ヶ敷事之由、定而無程發落可致哉、夫迄に傳聞之次第申上候ては、官路之祕事を漏候に當候、迷惑仕候、何れ其内相濟候ハ、可申上候、何にも小生に係り候事には無御座候、吳々御安心可被下候、
一大學刮目八卷、此節校訂相濟申候、古今説を引候ても、理財用人之利害を論有之、自然御寸益にも相成候ハ、一部爲寫遠達仕候様可取斗哉、十四年已來精力を盡し有之候て、右を御一覽、心事御推察可被下候、猶緒餘後音之時に申殘候、不備頓首、

五月廿九日

大鹽 後素

平松道兄

御端書之趣、愚息へ申聞候處、宜御禮申上吳候様申出候、乍憚御家内御一同様へ宜奉頼候、已上、

關天保五年か、武備志の事見ゆ。

先月十六日之御手帖、同廿二日着、拜見仕候、暑前に候得共、時氣不順、愈御壯適奉賀候、不肖儀、逆上故哉、眼疾、先月末より今に讀書相廢し、養生罷在、然し八分平愈、乍憚御關心被下問敷候、扱掌善寺和哥慥落手、養源大夫御書翰御遣し、拜見恐縮御序宜被仰上可被下候、御約束之武備志壹冊、漸寫上候付差上候、已上十冊追々に贈進可仕候、隙々爲寫候儀に付、急には參不申候間、左様御承知可被下候、眼疾平愈次第、直書を以可相伺候得共、當時養生中に付、先不取敢、門人代筆御仁恕可被下候、早々如此御座候、以上、

五月十一日

大鹽平八郎

平松健之助様

關王旭、字景初、東平人、與王構王磐以文章名于世、天下號爲三王、有蘭軒集、許魯齋、名衡、字仲平、河内人、

廿五日御封狀、今朝到來拜見仕候、秋暑強御座候處、彌御安泰被成御起居、奉恭祝候無御滯御歸國、目出度奉存候、別封書狀、昨日は飛脚休日に付、今日可差出候處、右到來いたし候、委細は跡より裁謝可仕候、今朝童生之爲寫候、元王旭許魯齋先生へ呈し候書牘進上仕候、御一覽可被下候、末に朱點加置候處而已にて、先賢にも如此厚意被申盡、魯齋へも全ク被申候も、只此事に候、誠意に諫言仕候、流涙仕候、先頃方度々御教示、且貴臨も被下候事に付、差上候義に御座候、餘は後便に可申盡候、已上、

七月四日

平八郎

健之助様

後素手簡終

此の手簡二十餘通は、予が伊勢に在りし時、採録せしものなり、或は云、大鹽氏の敗るゝや、伊賀に走り、還つて大阪に至りて自殺すと、大鹽氏の舉兵は、天保八年二月にて、此手簡は、其前年七月までのものなり、若し舉兵間近きもの存するあらば、多少機微に觸るゝものあらむも知る可からず、想ふに當時丙丁に附して疑を避けしもあるべし。且人各好悪あり、津藩の儒臣拙堂樂齋竹坡巢松等皆深く大鹽氏と交り、賓師敬所亦舊交あり、獨り宿儒竹厓擯して見ず、其所由を詳かにせざるなり。但予亦大鹽氏を好まず、勢ひ舉て稱せず、蓋予小戸杯中の物を喜ばず、其好悪亦如是のみ、豈他あらんや、今これを叢書中に加へ、聊聞見を標記す、煩を避けて參考する所の書名を記さず、丁卯七月十四日三村清三郎。

昭和八年四月一日印刷
昭和八年四月五日發行

書簡集

定價金五拾錢

編纂者	三村清三郎	東京市王子區下十條町六八七番地
發行者	森田市藏	東京市京橋區湊町三丁目八番地
印刷者	高橋赤次郎	東京市京橋區湊町三丁目八番地
印刷所	高橋印刷所	

著作
所有

發行所

東京市京橋區
西八丁堀三丁目

文祥堂書店

電話京橋一八五一番
振替東京三八二七番

三村清三郎先生註解

刊最新

馬琴翁書簡集

菊判洋裝幀
全壹冊
紙數四百四拾餘頁
定價金二圓三拾錢
送料金廿二錢

三村清三郎先生曰——若し馬琴自ら馬琴を描いてゐるものを求むるとしたら、これに越すものは無い。骨を折つてかいた創作よりも、不用意に作つた手紙の方が、どれ程作者の面目を出してゐるでせう。何といつても一代の文豪の彩筆です。筆の趣く所、自己と周囲と、時代と世間とを活躍させてゐる。それに今から解し難いことは、一々頭註を加へ、馬琴を知る爲めに、末に委しい系圖も添え、検出し易いやうに目録と索引も附しました。

【刊最新】

藤貞幹書簡集

菊判和裝全二冊
送料金八十六錢

本居大平書簡集

菊判和裝全一冊
送料金五十四錢

太田全齋書簡集

菊判和裝全一冊
送料金四十四錢

蜀山人書簡集

菊判和裝全一冊
送料金六十四錢

【刊最新】

本居宣長書簡集

菊判和裝全二冊
送料金五十四錢

狩谷掖齋書簡集

菊判和裝全一冊
送料金五十四錢

大鹽平八郎書簡集

菊判和裝全一冊
送料金五十四錢

村田了阿書簡集

菊判和裝全一冊
送料金五十四錢

發行所 東京市東區橋本三丁目八番 文祥堂書店 振替東京電話一五八七

終